

(4) 揮発性有機化合物の規制

揮発性有機化合物の排出基準は、表 10 のとおり揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模ごとに定められている。

表 10 揮発性有機化合物に係る排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表 5 の 2)

番号	令別表第 1 の 2 の番号	施設名	規模要件	排出基準 (※)
1	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 3,000 m ³ /時 以上	600 ppmC
2	2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)のうち、自動車の製造の用に供するもの	排風機の排風能力 100,000 m ³ /時 以上	既設 700 ppmC 新設 400 ppmC
3	2	塗装施設のうち、前項に掲げるもの以外のもの		700 ppmC
4	3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)のうち、木材又は木製品 (家具を含む。)の製造の用に供するもの	送風機の送風能力 10,000 m ³ /時 以上	1,000 ppmC
5	3	塗装の用に供する乾燥施設のうち、前項に掲げるもの以外のもの		600 ppmC
6	4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000 m ³ /時 以上	1,400 ppmC
7	5	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品 (家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 15,000 m ³ /時 以上	1,400 ppmC
8	6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 7,000 m ³ /時 以上	400 ppmC
9	7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 27,000 m ³ /時 以上	700 ppmC
10	8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積 5m ² 以上	400 ppmC
11	9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式を含む。)のものを除く。	容量 1,000kL 以上	60,000 ppmC (既設は 2,000 kL 以上で適用)

※ 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。